

# 愛知県立吉良高等学校同窓会会則

- 第1条** 本会は、愛知県立吉良高等学校同窓会と称し、事務所を愛知県立吉良高等学校に置く。
- 第2条** 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて地方文化の向上と母校の発展を推進するを目的とする。
- 第3条** 本会は、愛知県立吉良高等学校の卒業生ならびに職員および旧職員をもって組織する。ただし、本会の目的に賛同し、役員会の承認を得た者は会員となることができる。
- 第4条** 本会会員は、下記の3種とする。
- 1 通常会員  
愛知県立吉良高等学校の卒業生および本会の目的に賛同し、役員会の承認を得た者
  - 2 賛助会員  
愛知県立吉良高等学校の現・旧職員
  - 3 名誉会員  
総会の推薦した者
- 第5条** 本会に支部会を置くことができる。  
支部会を設けたときは、その代表者は、ただちに名称、会則、役員、会員名簿を本会事務所に報告しなければならない。会則の変更、役員の変更もまた同様とする。
- 第6条** 本会に下記の役員を置く。
- 1 会長 1名  
会長は、本会を総理し、本会を代表する。また、総会、役員会、評議員会を召集し、これを司会する。
  - 2 副会長 2名  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 幹事 若干名  
幹事は、会務の企画遂行に当たる。
  - 4 会計 2名  
会計は、金銭に関する業務をおこない、関係帳簿を保管する。
  - 5 書記 2名  
書記は、本会の庶務を処理し、記録を整理保管する。
  - 6 監査 2名  
監査は、会計経理の監査に当たる。
  - 7 評議員 若干名  
評議員は、重要な条件を審議し、総会から付託されたことを決議する。
- 第7条** 役員は、つぎの方法で選出する。
- 1 会長、副会長、監査は、通常会員中から役員会で選任し、総会で承認する。
  - 2 書記、会計は、会長が、これを委嘱する。
  - 3 幹事は、評議員中から互選するものと、母校の教頭並びに同窓会係職員とする。母校選出幹事は、学校側の選出により、第8条の規定には変わらない。
  - 4 評議員は、各卒業年次ごと、および各支部ごとに1名とし、当該会員の互選による。但し、互選することができないときは、会長が指名することができる。
- 第8条** 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第9条** 本会に第6条の役員その他、顧問若干名を置き、会長の諮問に応ずる。顧問の内1名は、学校長を推し、他は総会の推薦による。

**第 1 0 条** 本会の目的を達するために、下記の事業をおこなう。

- 1 総会の開催
- 2 役員会の開催
- 3 評議員会の開催
- 4 名簿の発行、会員の行動の報告
- 5 会員の親睦・修養に関する事業
- 6 母校の発展、または本会の目的達成のための事業
- 7 その他の事業

**第 1 1 条** 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他をもってこれに当てる。

**第 1 2 条** 通常会員は、入会金 3000 円、終身会費 2000 円を入会に際して納入するものとする。

**第 1 3 条** 本会の会合は下記による。

- 1 総会  
総会は、会員により構成する。毎年 1 回 8 月第 3 日曜日、午前 1 0 時に母校で開く。また、必要に応じて臨時会を開くことができる。
- 2 役員会  
役員会は、会長、副会長、会計、書記、監査、幹事および顧問によって構成し、必要に応じて開く。また、会長、副会長および監査を選任する。
- 3 評議員会  
評議員会は、役員会構成員と評議員をもって構成し、必要に応じて開く。

**第 1 4 条** 本会のすべての決議は、出席者の過半数の同意によって可決する。

**第 1 5 条** 本会の会則は、総会の決議を経なければ変更することができない。

**第 1 6 条** 本会の細則を役員会において作ることができる。

**第 1 7 条** 会員は、住所変更、改姓、就職等の一身上の変更のあるときは、本会事務所に通知する。

**第 1 8 条** 本会会則は、昭和 4 0 年 4 月 1 日から施行する。

## 細則

- 1 評議員は、第 7 条 4 項にかかわらず、会長指名により、若干名を当分の間増加することができる。
- 2 生徒は、第 3 学年末に評議員を選出し、入会金、終身会費を納入する。

## 同窓会経費使用規定

- 1 入会金は、同窓会基金とし、総会の承認ある以外は使用することができない。但し、利子の使用はこの限りでない。
- 2 緊急の場合は、同窓会基金を使用することができる。但し、役員会の承認を得る。
- 3 会費は、経常費として使用する。

## 同窓会慶弔規定

- 1 会員の結婚にあたっては、通知のある場合、電報で祝意を表す。
- 2 会員の死亡にあたっては、通知のある場合、電報で弔意を表す。
- 3 特別な場合は、役員会において相談する。